

# 千葉県財政再建プラン

～ 財政再建団体への転落回避に向けて～

(平成 15 年度～平成 17 年度)

千 葉 県

# 目 次

はじめに	1
財政再建団体とは	2
本県財政の現状について	3
中期的な財政見通しについて	9
新たな財政健全化計画の策定について	10
具体的取り組みと目標額について	11
1 歳出削減に向けた取り組み	12
2 歳入確保に向けた取り組み	22
3 財源確保目標額のまとめ	26
安定した財政基盤の確立に向けて	27
推進体制の整備について	29
資料	31

## 《はじめに》

### いま、新たな財政構造改革を実行しなければなりません!!

本県の財政は、長引く景気の低迷等により法人関係税を中心として県税収入が減少し、ここ数年、**大幅な財源不足**が続いています。今後も、県税の大きな伸びは期待できない一方で、教員や警察官を含む職員の人件費、福祉・健康・医療のために使う社会保障費、県の借金の返済に充てる公債費等の**義務的経費の増加**など、本県財政は**財政再建団体への転落**もあり得る危機的状態にあります。

しかし、今後の県政が、変貌する社会経済情勢や県民ニーズを的確にとらえ、県民一人ひとりが幸せに暮らせるように、「**千葉主権**」を確立し、地域の自立と発展の実現に向けて、**変革と創造**のための新たな施策を展開していくためには、**財政の健全化**を図ることが急務であります。

そのため、本年度は、この危機的な県の財政状況を克服するとともに、これまでの「あれも、これも」という施策拡大型行政システムから、「**あれか、これか**」という県民ニーズに基づいた**施策精選型行政システム**への転換を図ることとし、県が行っているすべての事務・事業を「真に県民が求めているかどうか」といった原点に立ち返っての総点検である**スプリングレビュー**を行い、廃止すべきものは廃止するなど、**県行政のスリム化**を進めています。

そして、今後の本県財政の方向性を示すため、**財政構造の体質強化**のための「**千葉県財政再建プラン**」を策定しました。

## 《財政再建団体とは》

…もしも「財政再建団体」になったら…

本県の場合、平成 14 年度の財政規模で見ると、**約 400 億円を超す赤字**を出すと、財政再建団体へ転落してしまいます。

その場合には、財政再建計画を策定し、総務大臣の同意を得て、国の指導・監督のもと計画を実施することになります。この計画では、国の水準を上回るサービスや県が独自に行っている事業については縮小や廃止など大幅な見直しを行わなければなりません。

そして、県民の生活などに大きな影響が出ることが予想されます。

### 県の主体性が失われる、議会も機能ストップ！

国の指導監督のもと、県民から選ばれた知事や議会の主体性は著しく低下してしまいます。また、再建計画の変更には、細かな物品の購入に至るまで、総務大臣の同意が必要な事態となります。

したがって、県民ニーズを十分に反映した県政運営ができなくなります。

### 県が独自に実施している事業や市町村・団体への補助金はストップ！

たとえば、県が独自に実施している乳幼児医療費への助成や障害者福祉に関する助成ができなくなる恐れがあります。

### 地方債の発行が制限され、県が実施する道路、河川、下水道の整備がストップ！

たとえば、歩行者の安全や自動車の渋滞解消のために県が実施している道路などの整備が思うように進まなくなります。

地方分権が進展している中で、住民が主体的に県行政に関与できなくなることは、なんとしても避けなければなりません。

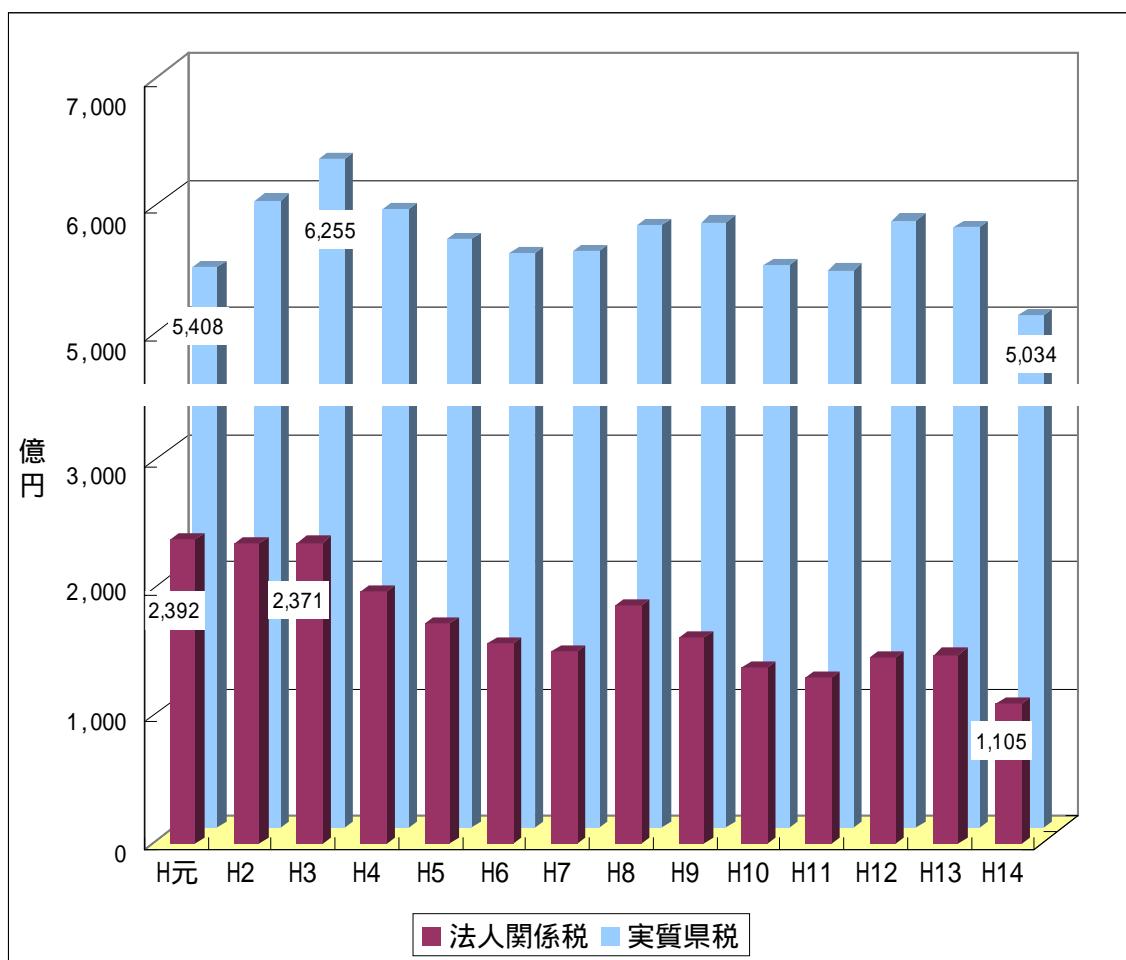
## 本県財政の現状について

本県の財政は重大な危機に瀕しています!!

県税収入は**低迷**し、義務的経費は**増加**の一途

県税収入は、長引く景気の低迷により平成3年度をピークに減少し、おおむね5,000億円台を推移しています。特に**法人関係税（法人県民税・法人事業税）**については、大都市圏共通の現象ですが、**大幅に落ち込んでいます**。

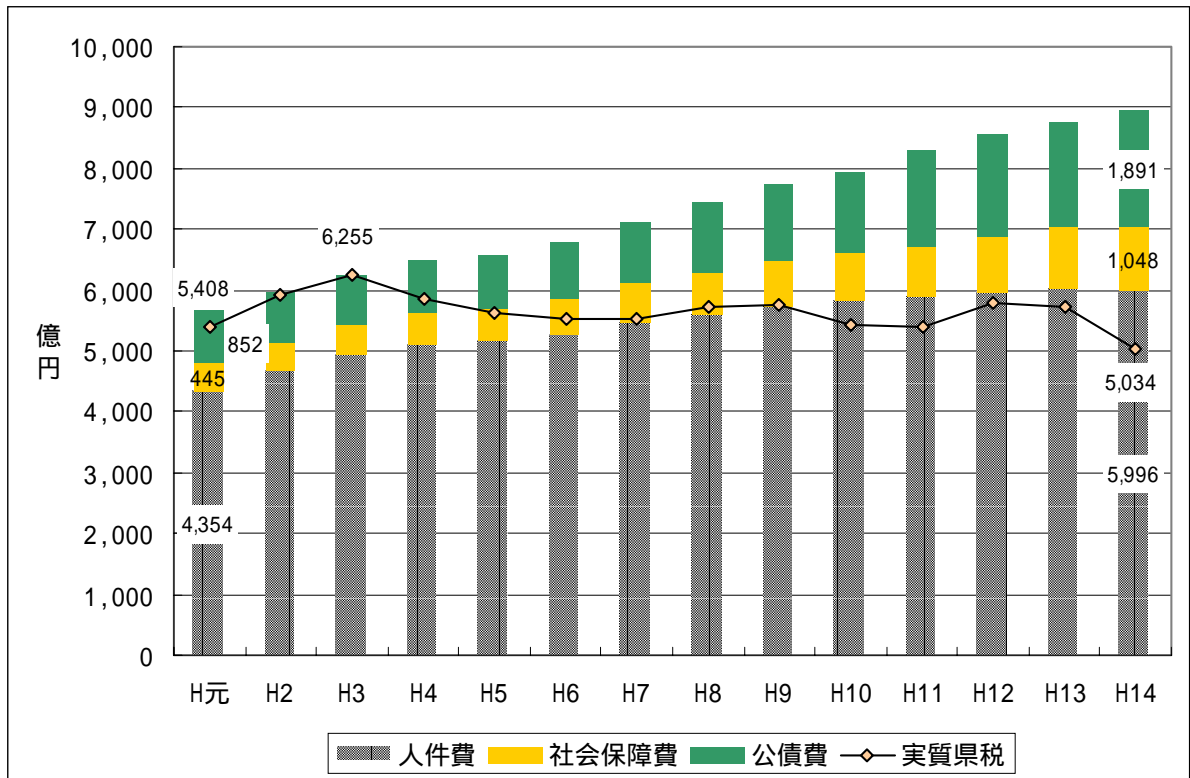
<法人関係税などの推移>



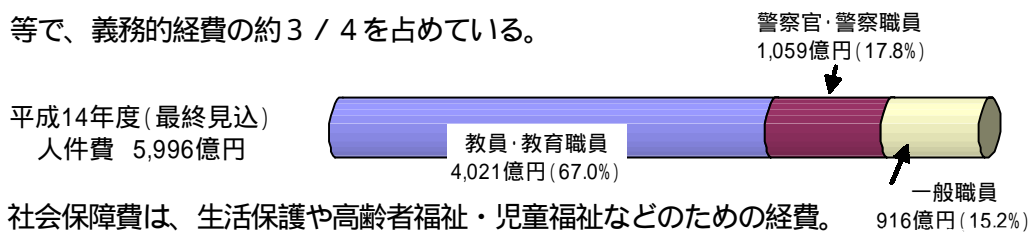
(注) 実質県税とは、県税（法人県民税・事業税、個人の県民税、地方消費税、不動産取得税、自動車税など）に地方消費税関連収支を加味したものの。

この状況の中で、平成14年度において歳出総額の約53%を占める**義務的経費**（人件費、社会保障費、公債費の合計額）は、着実に**増加**しています。

<人件費など義務的経費の推移>



(注1) 人件費は、職員（警察職、教育職を含む。ただし、企業会計職員は含まない。）の給与等で、義務的経費の約3/4を占めている。



(注2) 社会保障費は、生活保護や高齢者福祉・児童福祉などのための経費。

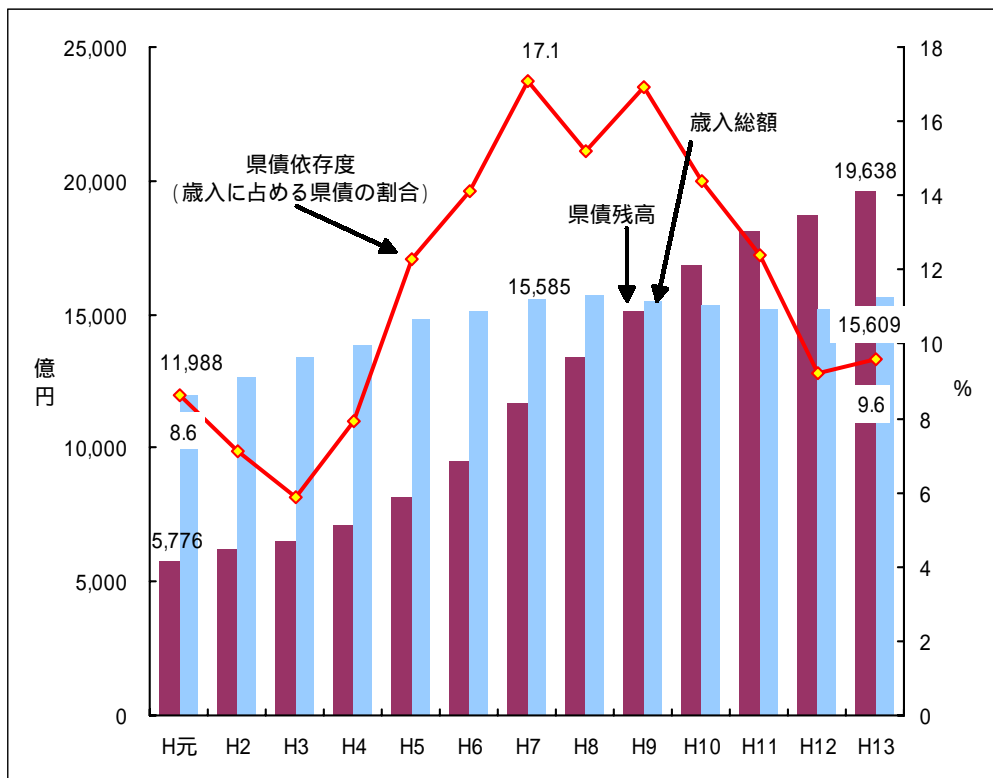
(注3) 公債費は、県債の元利償還などのための費用。(満期一括償還に備えての積立金も公債費として整理。)

## 増えつづける借金(県債残高) ついに底をついた貯金(基金)

平成13年度末の**県の借金**(県債残高)は、**約2兆円**となっており、平成元年度の**3倍以上**になっています。

これは、県民一人当たり約33万円の借金をしていることになります。

### < 県債残高の推移 >



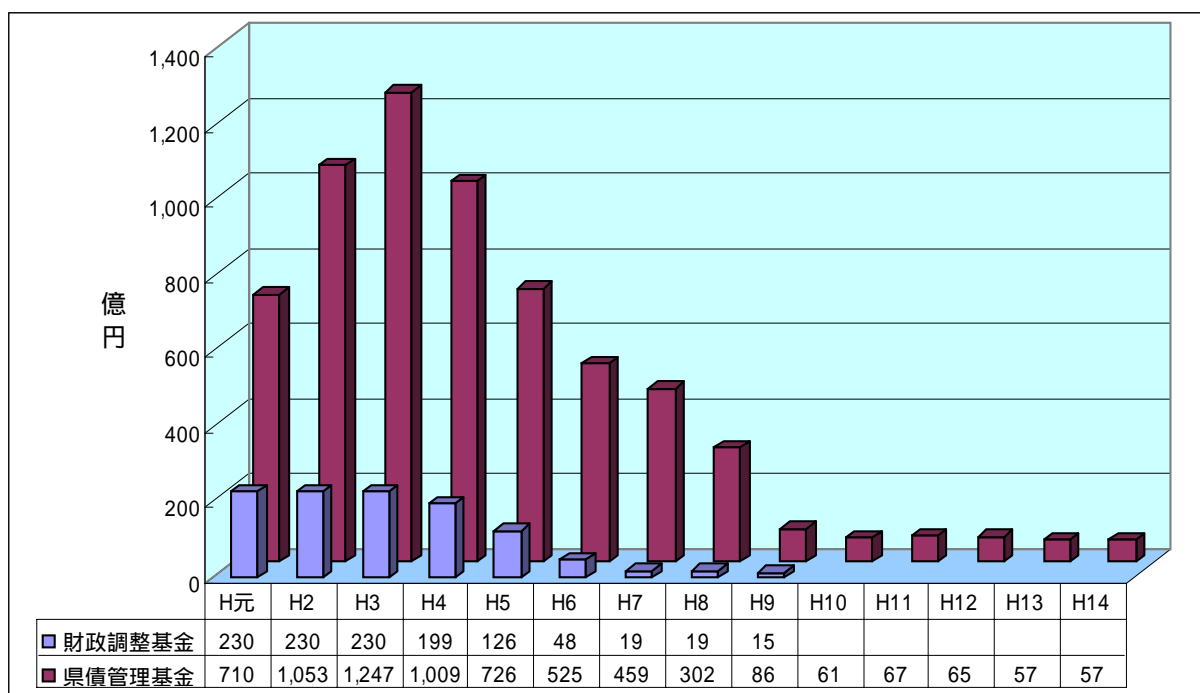
(注1) 県債依存度には、臨時財政対策債は含まれていない。

(注2) 歳入総額は、地方消費税関連収支を加味した実質収入である。

**臨時財政対策債**とは、平成13年度の地方財政対策において、地方の財源不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13~15年度までの間、地方財政法第5条の特例となる地方債で、各地方公共団体において発行するものです。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度地方交付税に算入されることとなっています。なお、臨時財政対策債は、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。

財政調整基金や県債管理基金といった財源不足対策として活用できる**県の貯金**（基金残高）については、平成3年度の1,477億円をピークに大きく減少し、現在、**基金はほとんど底をついてしまいました。**

<活用できる基金残高の推移>



(注1) 財政調整基金・・・年度間の財源の不均衡を調整するための積立金のこと。

県債管理基金・・・公債費の償還を計画的に行うための積立金のこと。(満期一括償還のための積立分を除く。)

(注2) この他にも介護保険財政安定化基金や緊急地域雇用創出特別基金などの基金がありますが、これらは用途が決められており、財源対策として活用できません。



## ここまで県財政が悪化した要因としては

### 【経済状況の悪化と税収の低迷】

バブル経済崩壊以降、我が国の経済は低迷を続けているところですが、特に平成10年度の名目経済成長率はマイナス1.3%となり、さらに、平成13年度の名目経済成長率はマイナス2.8%（速報値）となるなど**経済状況は悪化**の度合いを増しています。

このような経済状況を背景として、実質県税収入は、平成3年度の6,255億円をピークに減少し、おおむね5,000億円台を推移していますが、平成14年度は平成3年度と比べ、約1,200億円減少すると見込まれます。

特に、法人関係税（法人事業税、法人県民税）の税収は、平成14年度は平成3年度に比べ、約1,300億円もの大幅な減少が見込まれます。

この経済の変動に伴う**税収の低迷**が、今日における財政状況の悪化に大きく影響しています。

（参考）県税収入の推移

（単位：億円、%）

区 分	H3	H9	H10	H11	H12	H13	H14
実質県税	6,255	5,762	5,420	5,383	5,779	5,719	5,034
法人関係税	2,371	1,625	1,392	1,311	1,464	1,487	1,105
名目経済成長率	5.3	1.0	1.3	0.2	0.3	2.8	0.9

1 平成13年度までは最終予算額、14年度は最終見込額。

2 平成14年度の名目経済成長率は、平成13年12月時点での政府見通し。

### 【右肩上がりの歳出構造】

人件費や社会保障費などは、職員平均年齢の上昇と経済成長に伴う給与のベースアップや高齢化の進展に伴い、それぞれ増加してきました。また、景気対策としての公共事業等の拡大に対応するために発行した県債の償還金（公債費）の増加などにより、歳出は右肩上がりの構造となっていました。

この結果、人件費、社会保障費、公債費といった**義務的経費は年々増加**し、平成14年度は平成3年度に比べ、約2,800億円増加する見込みで、このことが**財政構造の**

**硬直化**を招く大きな要因となっています。

これに対応するため、平成9年度の「財政改革指針」策定以降は、以前にも増して、歳出節減・合理化の努力を行ってきましたが、この歳出構造が解消されるには至っていません。

なお、今後においても、県債の償還に要する公債費や高齢化の進展に伴う社会保障費といった義務的経費は、どうしても増加していきます。

### 【地方行財政制度上の要因】

都道府県では、歳入の根幹をなす県税の中でも、法人関係税への依存度が高くなってきているため、景気が後退した場合には、歳入が大幅に減少することとなり、税源基盤が安定していません。

また、歳出面では、警察官や義務教育職員（市町村立小中学校）を含む教員の人件費を負担していることから義務的な経費の割合が高くなっています。さらに、政令指定都市を持つ府県では、当該市内の国道等の管理は、その整備に要する費用とともに国から政令指定都市へ移譲されることから、府県における投資的経費（任意的経費）の割合が相対的に低くなっています。

これらのことにより、本県財政は、景気の影響を受けやすい歳入構造であるとともに、義務的な経費が多いため、歳入の変動に対して、弾力的に歳出をコントロールできない硬直化した財政構造となっています。

## 中期的な財政見通しについて

財政状況を中期的に見てみると・・・。

平成14年度年間収支見通しをもとに、平成15年度から平成17年度までの歳入、歳出を試算すると、各年度1,000億円を超える財源不足が生じ、3年間の財源不足の合計額は、**約3,600億円**に達するものと見込まれます。

したがって、あらゆる分野について、今すぐに**聖域なく対策を検討**していかなければなりません。

### <歳入>

(単位：億円)

区 分	15年度	16年度	17年度	合 計
県税	(4,900)	(4,930)	(4,970)	(14,800)
	5,960	6,010	6,080	18,050
地方交付税	2,420	2,450	2,510	7,380
県債	2,140	2,600	2,670	7,410
その他	5,270	5,250	5,260	15,780
<b>歳入合計</b>	<b>15,790</b>	<b>16,310</b>	<b>16,520</b>	<b>48,620</b>

\* ( ) は地方消費税関連収支を加味した実質収入

### <歳出>

(単位：億円)

区 分	15年度	16年度	17年度	合 計
義務的経費	9,280	9,860	10,000	29,140
人件費	6,040	6,070	6,160	18,270
社会保障費	1,040	1,120	1,200	3,360
公債費	2,200	2,670	2,640	7,510
うち満期一括分	250	300	350	900
普通建設事業	2,450	2,450	2,450	7,350
補助	1,460	1,460	1,460	4,380
単独	990	990	990	2,970
県税関係交付金等	2,460	2,500	2,550	7,510
その他	2,750	2,760	2,730	8,240
<b>歳出合計</b>	<b>16,940</b>	<b>17,570</b>	<b>17,730</b>	<b>52,240</b>

<b>財 源 不 足 額</b> = -	<b>1,150</b>	<b>1,260</b>	<b>1,210</b>	<b>3,620</b>
-------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------

<b>財源不足額累計</b>	<b>1,150</b>	<b>2,410</b>	<b>3,620</b>	
----------------	--------------	--------------	--------------	--

(注) 推計方法については、32ページに記載してあります。

## 新たな財政健全化計画の策定について

そこで「千葉県財政再建プラン」を策定します！

### 策定の目的

財政再建団体への転落は**自治の放棄**ともいうべき事態であり、なんとしても回避しなければなりません。また、今後の県政が、県民のニーズに的確に応え、新たな施策を展開していくためにも、**事業の徹底した見直しと合理化**を図り、財政面での対応力を回復させていくことが不可欠です。そこで、**財政再建団体への転落回避と財政構造の体質強化**を図ることを目的とし、現在直面している問題に対応する具体的方策を示すため、この計画を策定します。

### 計画期間

財政改革への取り組みは永続的に続けていく必要がありますが、当面の財政危機に対処するため**平成 15 年度**から**平成 17 年度**までの3年間を計画期間として、集中的に実施していきます。

また、その実施状況を毎年点検し、県民の皆さんへ公表していきます。

### 基本的な観点

「**歳出を、県税収入などの恒常的収入に見合った規模に抑制すること**」を最大の目的として、財政構造の改革に取り組み、健全な財政基盤の確立を図るために、次の**5つの観点**から見直しを行います。

聖域なき歳出削減

歳入の確保

財政健全化のための目標設定

税財政制度の改善

県財政情報の積極的な公開

## 具体的取り組みと目標額について

改革に向けた具体的な取り組みと財源確保目標額(平成 15 年度～平成 17 年度)を示します。

### 歳出削減に向けた取り組み

#### ( 1 ) 内部管理的経費の徹底した削減 ( P.12 )

人件費の節減 ( 職員数の削減 / 職員給与の抑制 )  
物件費の節減 ( 庁舎管理経費の見直し / 契約方法・物品購入の見直し / 電子  
県庁の推進 / 会議・出張等の見直し / 公の施設経費の見直し )  
職員の福利厚生事業の見直し ( 職員住宅等の原則廃止 / 福利厚生事業の縮  
小等 )

#### ( 2 ) 投資的経費の削減 ( P.17 )

個別削減目標の設定      経費縮減方策の実施

#### ( 3 ) その他一般行政経費の削減 ( P.19 )

個別削減目標の設定      民間・市町村等との役割分担      民間経営手法  
の活用      公社等外郭団体への財政的関与の縮小      経費縮減方策の実施

### 歳入確保に向けた取り組み

#### ( 1 ) 県税収入の確保 ( P.22 )

県税滞納額の縮減      超過課税や法定外税の検討

#### ( 2 ) 受益者負担の適正化 ( P.23 )

使用料・手数料の見直し      無料施設の有料化

#### ( 3 ) 未利用県有地の売却等 ( P.24 )

県有地の売却促進等      未利用地の有効利用

#### ( 4 ) 減収補てん債・財政健全化債の発行等 ( P.25 )

# 1. 歳出削減に向けた取り組み（3年間で削減目標額：1,460億円）

## （1）内部管理的経費の徹底した削減（3年間削減目標額：620億円）

内部管理的経費については、すべての職員を対象とした人件費の抑制を実施するとともに、職員一人ひとりが、省資源運動などの環境にも配慮し、常に事務の効率化に心掛けながら、徹底した経費節減、無駄の解消に努めることとします。

また、職員の福利厚生事業についても、必要最小限とする見直しを行います。

### （人件費の節減）

#### 職員数の削減

##### 職員数の削減

事務・事業の廃止、業務プロセスの見直し、組織の再編等により職員数の削減を図ります。

区 分	職員数(H14.4.1)	3年間で削減目標数
知事部局・各種行政委員会	10,802人	470人（4.4%）
教育委員会事務局	890人	40人（4.5%）
警察（警察官以外の職員）	1,158人	15人（1.3%）
合 計	12,850人	525人（4.1%）

（参考）公 営 企 業	2,052人	135人（6.6%）
-------------	--------	------------

教育委員会の県単定数の削減を図ります。

区 分	県単定数(H14.4.1)	3年間で削減目標率
学 校 職 員	1,224人	25%削減

NPOとの協働、民間委託の推進等民間能力の活用により職員数のさらなる削減に努めます。

## 職員給与の抑制

**一般職員の給与**について、抑制策を講じます。

(参考)平成14年度の千葉県職員給与について、次のとおり人事委員会勧告が出されています。

月例給の引下げ・・・給料表のマイナス改定(行政職給料表の平均改定率 2%)  
扶養手当の改正・・・配偶者支給月額(16,000円 14,000円) 子等のうち3人目以降の支給月額(3,000円 5,000円)  
期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ・・・年間支給月数(4.7月分 4.65月分)

**管理職手当**については、県独自の抑制策を講じます。

**知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、知事特別秘書の給与**について、次のとおり抑制策を講じます。

区 分	給料の減額
知 事	10%
副 知 事 出 納 長	8%
常勤の監査委員 知事特別秘書	5%

・実施期間

平成15年1月から平成16年  
12月分まで2年間

**時間外勤務**縮減のため、あらゆる現場レベルでの事務改善のほか、時差出勤制度、時間外勤務の上限目安設定など人的資源の有効活用に係る様々な方策を検討し、時間外勤務手当の**20%節減**を目指します。

財源不足の状況によっては、**さらなる人件費の抑制**を検討していきます。

## (物件費の節減)

### 庁舎管理経費の見直し

**清掃管理業務**や**電気・機械設備保守運転業務**について、現行の契約方法(随意契約)の見直しや実施回数を必要最小限とするなどの業務仕様の見直しを行い、経費の縮減を図ります。

**部課長公舎の廃止**を検討します。

休憩時間の消灯、間引点灯や冷暖房運転の短縮などを実施することにより庁舎等の**光熱水費の節減**を図ります。

### 契約方法、物品購入の見直し

#### 1. 契約方法

随意契約で行っている業務は、**原則として競争入札**に移行するとともに、業務仕様等の見直しにより経費の縮減に努めます。

機器等のリースについては、単年度契約を複数年化するなど契約期間を延長し、経費節減を図ります。

#### 2. 物品の購入

印刷物の見直しを行い、経費の縮減を図ります。

庁内印刷の活用促進、配布先の厳選などによる印刷部数の削減、発行回数の見直し、インターネット活用による印刷物の廃止 等

庁用自動車の更新期間については、維持費を勘案のうえ、原則として延長しません。

大会や表彰における**記念品**については、小・中学生を対象とするものは除き、原則**廃止**します。



## 電子県庁の推進

全庁的な情報ネットワークと一人1台パソコンの活用によって、経費の節減を図ります。

節約できる経費：紙代、コピー代、郵送料、電話代、出張費等

公共事業、物品購入、業務委託等の調達手続き及びその関連する一連の事務を電子化することにより、調達の透明性、競争性を一層向上させ、調達コストの低廉化や事務の効率化を進めます。

## 会議、出張等の見直し

審議会・各種会議等の**廃止・統合**により経費の縮減を図ります。

会議等の開催については、極力**無料施設**を利用します。

旅費については、その用務の必要性を精査し、極力**節減**します。

## 公の施設経費の見直し

**公の施設とは？**…住民の福祉を増進する目的を持って住民の利用に供するために県などの地方公共団体が設置する施設で、学校、図書館、博物館、病院、社会福祉施設、水道、下水道、公園などがこれに当たります。

公の施設について、次の観点から、**廃止**や**移譲**を含め、その**在り方**を検討し、**事業の再編・縮小**を図ります。

県民ニーズの変化 / 民間や市町村との役割分担 / 民間施設の供給状況  
/ 少子化の進展 / 産業・就労構造の変化 / 施設の老朽化

厳しい財政状況の中で、新たな住民要望に添えていくため、既存公共施設の総点検を行い、**不要となった施設の活用**を図っていきます。

県内10ヶ所ある**博物館**及び**美術館**、県内に9ヶ所ある**少年自然の家**及び**青年の家**、そして**高等技術専門校**については、施設の統廃合を進めます。

**会館、宿泊施設、会議場**その他これに準ずる施設については、施設の統廃合を進めるとともに、次のとおり見直しを実施します。

新設及び増築については原則として行いません。

既存施設についても、施設ごとの**独立採算制**を進めるとともに、県による財政負担の縮減を図ります。

**効率的かつ効果的な運営**を行うため、施設の事業内容や設備等を必要最小限度とし、維持管理経費の縮減を図ります。

## （職員の福利厚生事業の見直し）

### 職員住宅及び職員寮の原則廃止

民間住宅の供給状況など社会経済情勢の変化を踏まえ、職員住宅（教職員住宅含む。）及び職員寮を老朽化、入居率等を考慮し、順次**転用**又は**廃止・解体・用地の処分**を行います。

廃止までの間、民間の状況等を勘案し、**住宅貸付料の引き上げ**を実施します。

### 福利厚生事業の縮小等

職員の各種福利厚生事業を縮小・廃止します。

**共済組合の事業**：福祉事業（疾病の予防、保健施設の運営、資金の貸付等）、文化体育事業、職員文化祭、福利厚生施設「プラザ菜の花」及び「静海荘」の運営

**互助会の事業**：厚生事業（職員スポーツ大会、観劇会・保養所利用助成、入園料助成等）

## (2) 投資的経費の削減(3年間削減目標額:480億円)

県の歳出のうち、道路や公共施設のようにストックとして将来に残るもの(いわゆる社会資本の形成)に支出される投資的経費については、現在の財政状況を踏まえ、当面、国補助事業を中心に社会資本の整備を行い、県単独事業については維持補修や交通安全対策を中心に実施することにより経費の削減を図ります。

### 個別削減目標の設定

投資的経費について、次のとおり削減目標を設定します。

#### 《投資的経費の削減目標》

区 分	14年度当初予算額	削減規模(17年度当初予算時)
国庫補助事業	1,420億円	14年度に対しておおむね 10%削減
県単独事業	1,008億円	14年度に対しておおむね 30%削減
国直轄事業負担金	290億円	14年度に対しておおむね 10%削減

国庫補助事業・県単独事業については、各年度の予算において、事業別に削減目標の設定を行うことを検討します。

(事業別:道路橋梁、河川、港湾、漁港、下水道、土地改良)

### 経費削減方策の実施

**費用対効果**を重視し、すべての事業計画(施工期間、仕様、事業費等)を見直し、限られた予算の中での**事業の重点化**を推進します。

#### 事業見直しの分類

緊急性・必要性が高く早期に推進する必要がある事業

#### 効果的な事業費の執行

事業の延伸・縮小を行うことが適当な事業

#### 当面の歳出抑制

中止を含め再度計画自体を見直すべき事業

#### 歳出の削減

**P F I**手法の導入を検討します。

バリュー・フォー・マネー(財政資金の効率的、効果的な運用)の検証を行うことなどにより次の効果が期待されます。

民間のノウハウの活用によるトータルコストの削減、工期の短縮  
一般財源の一時的な支出抑制と支出額の平準化

**県営住宅**については、市町村への移管を進めるとともに、**必要最小限の建替えと維持改善**に重点を置きます。

**直轄事業負担金**については、国に対して、その負担内容の情報開示や事前協議制の導入を求め、経費縮減に努めます。

### (3) その他一般行政経費の削減(3年間削減目標額:360億円)

県が、市町村や公益団体に交付している補助金などについては、義務的な経費である扶助費等を除いて、**優先度による事業の選択**を行い、また、事業の実施方法等を幅広く検討し、歳出の削減に努めます。

#### 個別削減目標の設定

社会保障費を含むその他一般行政経費について、次のとおり削減目標を設定します。

#### 《その他一般行政経費の削減目標》

区 分	14年度当初予算額	削減規模(17年度当初予算時)
その他一般行政経費	3,447億円	14年度に対して おおむね 10%削減

14年度当初予算額は、その他消費的経費のうちの税関係交付金分(2,326億円)を除いたもの。

特別会計等への繰出金については、削減目標率を設定します。

#### 《繰出金等の削減目標》

区 分	14年度当初予算額	削減規模(17年度当初予算時)
日本コンベンションセンター 国際展示場事業繰出金	10億円	14年度に対して おおむね 10%削減
上水道事業繰出金	10億円	
病院事業会計負担金	108億円	

#### 民間・市町村等との役割分担の促進

NPOとの協働をはじめとする民間又は市町村との**役割分担を明確化**し、県が行うべき事業を精選することにより、**県行政のスリム化**を図ります。

#### (事業の役割分担)

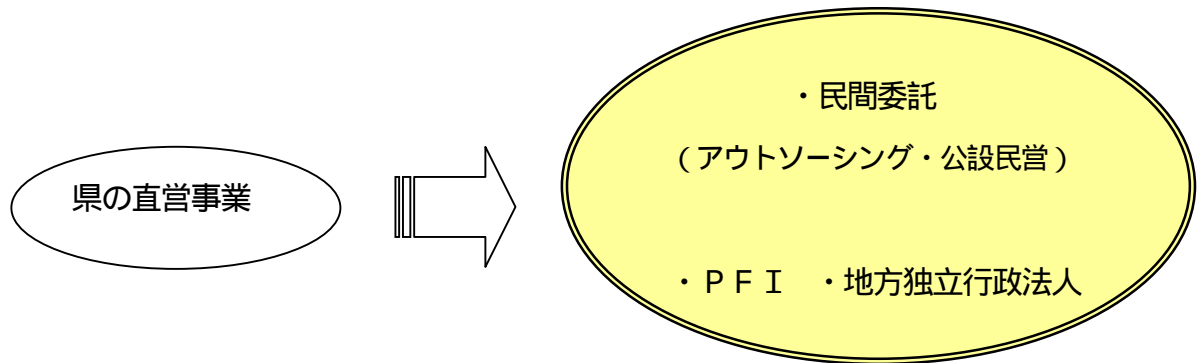
県の事業・・・受益範囲が広域にわたり、県としての対応が必要なもの

県 市町村・・・住民の生活に密着したきめ細かいサービスが必要なもの

県 民間・・・民間企業との競合や完全な受益者負担の分野、NPOとの協働推進

## 民間経営手法の活用

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下に、公共サービスの目的や内容に応じて、民間委託、P F I、地方独立行政法人化等の導入を検討し、幅広く民間における経営ノウハウの活用を図ります。



### 民間委託（アウトソーシング）

公共サービスの提供に係る費用の削減と質の向上を目的に、業務を民間に委託します。

### 民間委託（公設民営）

県が整備・保有している施設の運営を民間に委託します。

### P F I（民間資金等の活用による公共施設等の整備）

県が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービス（公共施設等の建設、維持管理、運営等）が提供できるものについては、積極的に民間の資金、経営能力及び技術能力を導入します。

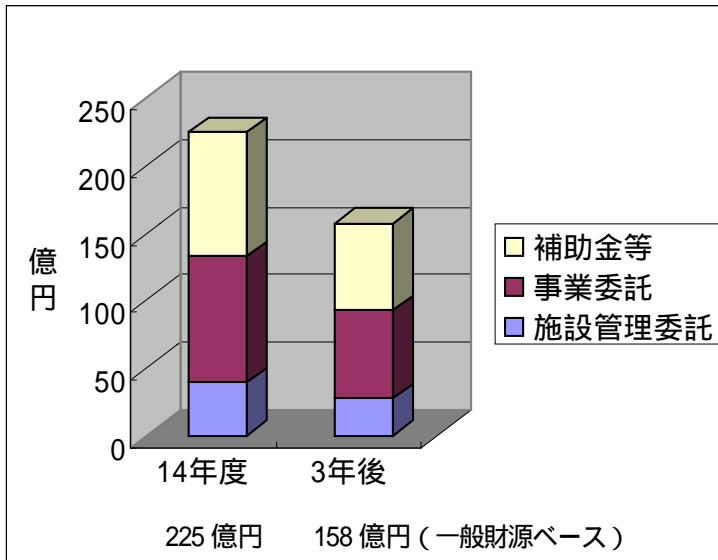
### 地方独立行政法人

県が直接実施する必要はありませんが、民間では実施されない恐れがあるものの実施部門を、自立性・透明性を備えた法人として独立させ、業務を効率的かつ効果的に実施します。

## 公社等外郭団体への財政的関与の縮小

公社等外郭団体(56 団体) の経営は、**独立採算制を原則**とし、県の財政負担が必要な場合には、県民の視点に立って真に必要なものに対する最小の負担にとどめることとします。

公社等の在り方については、「公社改革行動プログラム」において示されます。



公社等外郭団体への財政的関与

縮減目標率  
(17年度当初予算時)  
14年度に対して  
**おおむね30%縮減**

経費縮減方策の実施

1. 補助金について

**県単独任意の補助金**については、原則として**廃止**します。

- 1 継続の必要があるものについても、**補助金額の縮減**や**終期設定**などの整理合理化を積極的に進めます。
- 2 直ちに廃止することで関係団体に多大な影響を及ぼすような場合は、**段階的に縮減**します。

市町村への補助金については、地域の自主性を尊重し、**統合メニュー化**や**総合化**を検討します

2. イベント開催の見直し

新たなイベントについては、積極的に民間を活用するなど経費負担の少ない方法を検討します。

現在計画中のイベントについては、過去の事例にとらわれず、実施時期、事業期間、事業内容等を見直し、**簡素で効果的な開催**を図り、事業費を極力抑制します。

3. その他

新規事業については、原則として、終期を**3年後**に設定します。(サンセット化の推進)

継続する事業についても、その事業内容について見直し、経費の縮減に努めます。

各種業務を委託する場合には、競争原理を働かせ、かつ、経費の縮減を図るために、原則として**競争入札**とします。

## 2. 歳入確保に向けた取り組み（3年間での確保目標額：2,160億円）

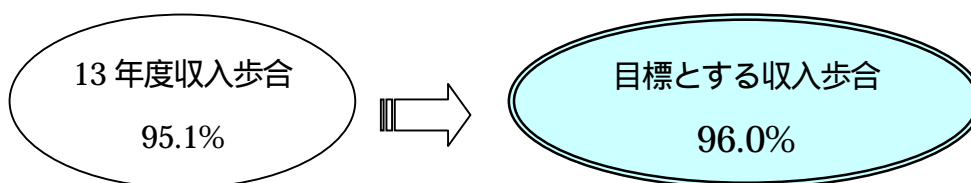
滞納整理等の歳入確保対策、未利用県有地の売却、受益者負担の適正化など、歳入確保に向けて、幅広く実施します。

### （1）県税収入の確保（3年間確保目標額：300億円）

歳入の確保・税の公平性の観点から、さらなる滞納税額の縮減策を講じていかなければなりません。そのうえで、県民の理解を得ることを前提として、超過課税や法定外税等の導入を検討します。

#### 県税滞納額の縮減（平成13年度末滞納額；326億円）

迅速かつ的確な滞納整理の実施により、**収入歩合の向上**（1%程度のアップ）を図ります。



**重点的な滞納縮減策**を実施します。（平成14年度は**滞納クリーンアップ作戦**を実施）

**市町村との連携**を強化し、個人県民税の収入歩合を引き上げます。

自動車税の納期内納付キャンペーンなどの**滞納発生防止策**を実施し、納期内徴収の促進に努め、滞納額を減らします。

#### 超過課税や法定外税の検討

「千葉県税財政研究会」の提言を踏まえ、超過課税や法定外税の早期導入を検討します。

研究会検討事項	千葉県にふさわしい超過課税・法定外税のあり方 中期的展望に立った千葉県の税財政のあり方
---------	--



## (2) 受益者負担の適正化(3年間確保目標額:30億円)

適正な受益者負担を求める観点から、すべての使用料・手数料の見直しを行うとともに、無料施設については、有料化を進めます。

### 使用料・手数料の見直し

すべての使用料・手数料を見直し、必要なものについては引き上げを実施します。

#### 《主な県有施設の使用料等》

区 分	現 行
駐車場使用料 ・幕張メッセ駐車場 ・県立青葉の森公園駐車場	普通自動車 1日 900円 普通自動車 1日 600円
会議室等使用料 ・県立文化会館 ・さわやか県民プラザ	1日 17,000円 1日 7,500円
県有観光施設 ・南房パラダイス入園料	大人 800円
スポーツ施設使用料 ・県立公園等のテニスコート ・県立公園等の野球場 ・国際水泳競技場プール	1面1時間 630円 2時間 2,470円 2時間 500円

各施設の金額については、代表的な一例を掲載してあります。

管理体制や料金体系の見直しによる収支の改善を図るとともに、**魅力ある施設の運営**を行うことにより**利用率の向上**を目指します。

### 無料施設の有料化

現在無料で提供している施設について**有料化**を検討します。

#### 入館料(一般展示時) 入場料の徴収

博物館(中央、海の分館、関宿城、大利根、総南、安房、上総)、美術館、現代産業科学館、房総のむら、房総風土記の丘など

#### 駐車料金の徴収

無料駐車場(県立公園の駐車場など)

電気代等の実費徴収

県立学校体育施設の一般開放など

研修料、教材費等の実費徴収

花植木センターの講習など

現在無料の**生涯大学校**、**農業大学校**の授業料等を有料とします。

### (3) 未利用県有地の売却等 (3年間確保目標額：50億円)

景気の低迷、地価の下落、優良物件の減少など県有地の売却処分を取り巻く環境は大変厳しいところですが、県有地の売却処分を積極的に進めます。

未利用県有地の状況 (売却処分可能なもの)

平成14年4月1日現在

区分	筆数	面積
行政財産	97筆	17万平方メートル
普通財産	41筆	7万平方メートル
計	138筆	24万平方メートル

#### 県有地の売却促進等

未利用県有地については、総務部管財課を中心に所管部局との連携を図り、現状の正確な把握に努め、**公共活用**や**効率的な売却方法**を検討します。

利用見込みのない県有地は、「県有地活用処分促進委員会」に諮り、民間等への処分を積極的に行います。

廃川敷地・廃道敷地については、公共目的での利用を検討するとともに、隣接地権者などに対し積極的に売却を行います。

#### 未利用地の有効利用

処分に時間を要する土地等については、賃貸を含めた**有効活用・暫定活用**の検討を行います。

#### (4) 減収補てん債・財政健全化債の発行等

(3年間確保目標額：1,780億円)

現在の財政状況では、財源不足を埋めるための減収補てん債や財政健全化債等の県債発行は避けられないところですが、後年度の交付税措置がある**減収補てん債**を**優先的に活用**し、さらなる不足分については、やむを得ず財政健全化債等を発行します。

また、現在の県税収入等の自主財源では、県が行うべき事業のすべてを賄うことができません。今後は、地域の行政サービスの受益と負担の明確化を図り、効率的な行財政運営を行うとともに、自主財源比率の上昇を通じて国への依存体質を改善する必要があります。したがって、国に対して、県が行うべき事業量に見合った**税財源を早急に移譲**するよう要望します。

##### 《減収補てん債等の発行見込み》

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度
発行予定額	777億円	660億円	620億円	500億円

「減収補てん債等」とは、減収補てん債、財政健全化債及び退職手当債のこと。

(参考)平成14年度は、県税収入の落ち込みから**減収補てん債**(交付税措置率80%)の発行が可能となりました。

##### <14年度発行予定額の内訳>

区 分	財政健全化債	退職手当債	減収補てん債
発行予定額	200億円	90億円	487億円

##### (その他県債の活用)

県民の県政参加意識を高めていくため、発行コスト等も十分見極めながら、県民向け県債(ミニ市場公募債)の発行を検討します。

### 3. 財源確保目標額のまとめ

以上のとおり財源確保対策を行い、平成15年度から平成17年度までの3年間で、約3,600億円を確保し、財政再建団体への転落を回避します。

#### 【財源確保対策の目標額（一般財源ベース）】

（金額の単位：億円）

区 分	H15～H17	備 考
<b>財 源 不 足 額</b>	3,620	
<b>財 源 確 保 の 方 策</b>		
<b>歳出削減に向けた取り組み</b>		
内部管理的経費の徹底した削減	620	人件費の抑制、物件費の節減等
投資的経費の削減	480	おおむね20%削減（対H14）
その他一般行政経費の削減	360	おおむね10%削減（対H14）
<b>歳 出 削 減 額</b>	<b>1,460</b>	<b>年度ごとの目標額 15年度370億円、16年度510億円、17年度580億円</b>
<b>歳入確保に向けた取り組み</b>		
県税収入の確保	300	各年度100億円
受益者負担の適正化	30	使用料手数料の見直し、無料施設の有料化
未利用県有地の売却等	50	
減収補てん債の発行等	1,780	減収補てん債・財政健全化債などの県債発行や国への地方税財政制度の改正要望など
<b>歳 入 確 保 額</b>	<b>2,160</b>	<b>年度ごとの目標額 15年度780億円、16年度750億円、17年度630億円</b>
<b>財 源 確 保 額</b> <b>( = + )</b>	<b>3,620</b>	

財源確保対策については、今後の変動により随時見直しを行い、実効性のあるものとしていきます。

## 安定した財政基盤の確立に向けて 将来的には、景気に左右されない財政体質とします！

### 1. 財政健全化に向けた目標設定

#### (1) 県債発行額の抑制

後世代への負担先送りを最小限とするため、資金手当の地方債である財政健全化債の発行規模を前年度比マイナスとし、できるだけ早い段階で **0(ゼロ)** とします。その上で、臨時財政対策債や減税補てん債といった国の財政上の事情から発行される地方債を除いた建設地方債の新規発行額を **自主財源の1割以内**(約900億円)に抑制していきます。

**自主財源**とは、自治体が自らの権能により自主的に収入し得る財源で、地方税、使用料・手数料などがこれに当たります。

これに対し、**依存財源**とは、国や他の団体から交付される財源で、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、地方債などがこれに当たります。

#### (2) 基金残高の目標設定と基金積立てのルール化

##### 基金残高の目標

後年度負担の軽減や経済変動による歳入不足に備えるため、基金を **標準財政規模の5%まで積み立て**、これを維持することを目指します。

**標準財政規模**とは、地方公共団体が国の基準による通常レベルの行政活動を行ううえで必要な一般財源の額のこと、次の計算方式によって算定されます。

$$\text{標準財政規模} = \{ \text{普通交付税} + (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 80 \\ + \text{地方譲与税等} \}$$

##### 基金積立ルール

- ・ **決算剰余金の1/2**を積み立てます。
- ・ 財政健全化債の発行がなくなった段階で、**実質県税収入の0.5%**を積み立てます。

#### (3) 公債費の平準化

**県債発行額の抑制**に努めるとともに、借入期間の長期化等を行い、また、満期一括償還のための積立方法を工夫し、長期的に **負担の平準化**を図っていきます。

## 2. 県行政のスリム化・新しい行政システム構築による歳出削減

行政改革の最大の課題を「財政の再建を果たす」こととし、「行財政システム改革指針」及び行動計画の中で示された各項目についても、今後とも、財政効果を意識し、改革に取り組み、**将来負担の軽減**を図っていきます。

「県行政のスリム化」・「新しい行政システムの構築」の項目

民間能力の活用 / 組織・機構の再編・整備 / 公社等外郭団体の抜本的見直し / 定員管理の適正化 / 開かれた県政と県民参加の推進 / 窓口業務等行政サービスの向上 / 事務事業の評価と見直し / 市町村への事務権限の移譲 / 人事システムの転換

## 3. 国に対する地方税財政制度の改正要望

これまでの国主導型から脱却し、千葉県が固有の歴史と文化に根ざして、主体的で個性的な県政運営を行い、新しい分権型社会を構築していくこと、すなわち、「**千葉主権の確立**」を目指すためには、本県における税財政基盤の充実が不可欠です。自らの責任と判断のもと自由に使える財源の充実・確保を図るため、また、大都市圏の財政安定化に十分配慮されていないなどの問題点を抱える現行の地方税財政制度の改正について、つぎの**3項目**を国に強く要望します。

### 事業量に見合った税財源の移譲

地域の行政サービスの受益と負担の明確化を図り、県が行うべき事業量に見合った**税財源が早急に移譲**されるよう要望します。

### 国直轄事業負担金制度の見直し

国直轄事業負担金については、**基準の明確化**を図るほか、事前協議制度の導入など**県の意向**を十分に**反映**できる制度への改正を求めています。

### 国庫支出金における超過負担の解消

本県の状況に合わせて、超過負担が生じないよう補助単価などの**補助基準の改善補助**や**対象範囲の拡大**を求めています。

#### 改善を要望する超過負担

新東京国際空港警備隊      特定疾患治療研究事業      私立高等学校等経常費助成  
指定統計専任職員人件費      社会福祉整備費      社会福祉施設職員配置基準

## 推進体制の整備について

この計画を推進するための体制を作って、確実に実行します！

### 1．県民等への理解・協力の要請

この計画の実施にあたっては、県民、県議会、市町村や関係団体等の関係者の方々の**理解**と**協力**が何よりも必要です。

そのため、計画の内容や実施状況を常に**積極的に公表・提供**していくとともに、多くの皆さんの**多様な意見**を伺って、この計画を着実に推進するよう努めていきます。

#### 具体的内容

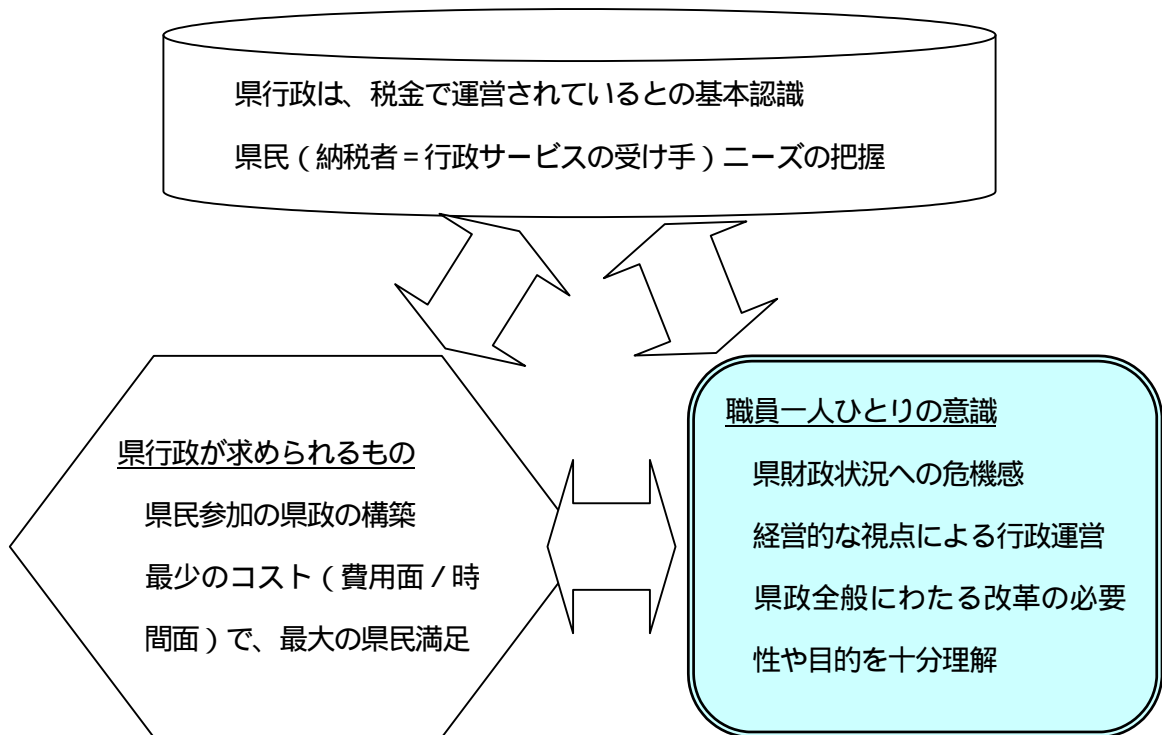
- ・ 県の財政状況をわかりやすく表した各種財務諸表の作成  
平成13年度には12年度決算に係る次の資料を作成しました。  
「普通会計バランスシート」、「普通会計行政コスト計算書」、  
「千葉県全体のバランスシート」  
今後、さらにわかりやすい公表資料を作成していきます。
- ・ ホームページ等による財政再建プラン実施状況の公表
- ・ 情報開示に伴う意見募集と意見の積極的な反映

### 2．財政再建プラン推進会議等の実施

この財政再建プランを実施していくうえでの様々な課題を検討し、そして、確実に実行するため、庁内に「千葉県財政再建プラン推進会議」を設置し、**全庁を挙げて総合的・横断的**に改革に取り組みます。

### 3. 職員の徹底した意識改革

職員の一人ひとりが、この財政状況に**危機感**を持ち、経費の削減を常に意識しながら、また、限られた財源の中での最大限の効果を達成していくよう、その意欲と能力を発揮し、**迅速かつ効率のよい公務の遂行**に徹していきます。





## 資料 1

### 千葉県における再建法適用の時代（昭和31年度～昭和36年度）

#### 1. 再建法適用の背景

戦後の地方自治制度の強化に、急激なインフレ進行が重なり、地方財政は急激に膨張しましたが、地方財源の制度的手当が不十分であったため、地方公共団体の赤字は全国的に累増していきました。このような状況に鑑み、昭和30年12月に地方財政再建促進特別措置法が公布施行され、地方公共団体の赤字解消、財政再建の促進が図られることになりました。千葉県においても、全国的な例に漏れず、最悪の財政状況に陥っていたため、昭和31年5月臨時県議会で「再建法」適用申請申出の議案を可決、同年11月臨時県議会で再建計画を可決、11月1日付で、自治庁長官の正式な計画承認を受け、再建団体としての道を歩み始めました。

#### 2. 当初再建計画の概要

##### (1) 計画の期間

昭和31年度から昭和38年度の8年間

##### (2) 計画の概要

###### 《歳入関連》

県税徴収歩合の向上、起債の圧縮、使用料・手数料の増収、財産処分強化、法定外普通税として、犬税(1頭700円)を創設(昭和30年度から32年度)

###### 《歳出関連》

職員定数の減員、宿日直手当・時間外勤務手当の縮減、投資的経費における事業規模の削減

#### 3. 再建計画の実施状況

地方税財政制度の充実・強化、経済の好況、京葉工業地帯造成の進展などによる県税収入の増加などの好条件にも恵まれ、計画2年目(昭和32年度)には早くも単年度決算黒字に転じるなど、財政状況の好転は目覚しく、当初計画より2年早い昭和36年度をもって、再建計画は完了しました。

## 資料 2

### 中期的な財政見通しの推計方法について

#### 《全般的事項》

平成 14 年度 9 月補正予算をベースにした年間収支見込みをもとに推計しました。  
この推計は、平成 14 年度の制度又は歳出規模を維持し、何の財源不足対策も実施しない場合の財政見通しです。

#### 《歳入》

##### 県税

名目経済成長率 平成 14 年度 0.9%、15 年度 0.6%、16 年度 2.3%、17 年度 2.5%を前提に税制改正の影響はないものとして、現行税制の下での収入を推計。

##### 地方交付税

内閣府及び財務省の試算による地方交付税の配分総額をもとに推計。14 年度国人事院勧告に基づく給与改定分の交付税減少を見込む。

##### 県債

建設事業充当分については、平成 14 年度と同額。借換債については、現行ルール（10 年債で 2 回の借換を行い 30 年間で償還）での借換額を計上。

##### その他

緊急地域雇用創出特別基金事業など大きく増減の見込まれる事業を勘案して推計。

#### 《歳出》

##### 人件費

職員数は、増減なしの前提で推計。毎年度、前年度名目経済成長率に等しい給与改定があるものと仮定。今後の退職者数を推計し、退職手当額を算出。

##### 社会保障費

主な費目について、過去からの推移等をもとに推計。

##### 公債費

過去の借入れの償還計画額と今後の借入見込をもとに推計。

##### 普通建設事業費

平成 14 年度と同額。

##### 県税関係交付金

県税収入に連動するものとして推計。

##### その他

緊急地域雇用創出特別基金事業など大きく増減の見込まれる事業を勘案して推計。

県民の皆様などからも、県財政をどのように健全化していくべきか、あるいは、県政をどのような方向に進めるべきかなどについて**積極的に意見**を寄せたいと思います。

この財政危機を、県民からの**政策提言型**の県政運営を構築していくための機会と捉え、積極的に県政に参加してください。

平成 14 年 10 月作成

ご質問、ご意見などがありましたら、次のところまでご連絡ください。

〒260-8667

千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県総務部財政課（財政改革班）

電話 043(223)2077 FAX 043(224)3884

電子メール [zaisei6@mz.pref.chiba.jp](mailto:zaisei6@mz.pref.chiba.jp)

県の財政情報は

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.jp/>